

若越郷土研究

39の2

幕末から明治後期

熊川葛の商いについて

—平尾家文書による—

亀井 清

はじめに

京都を中心に熊川葛の評価は江戸時代から高かった。その主産地の熊川は若狭小浜から近江今津へ至る九里半街道の、中ほどにあたる江若国境の宿場町であった。若狭湾へ注ぐ北川上流に沿う村高一六四石余（正保郷帳）の農山村であり、在郷町でもあった。

熊川町奉行から諸もろの商いを許可された四十人未満の、大・小商人中のひとり、平尾庄五郎家保存の葛商関係古文書を主とし、生葛・晒葛売買の慣習などについて考察を試み

亀井 熊川葛の商いについて

たい。

(1) 熊川葛と平尾家葛関係文書

熊川葛が晒葛として精製され、商品化されたのは何時頃であったかは、今のところ全く不祥である。おそらく江戸時代に入り、熊川宿の繁栄にともない、小さな農家や日稼人などに、いささかの労力の余裕も見い出せたころ、産み出した特産物であろう。

当地方の文献中では若狭国志に熊川の葛は精白で絶好、根来村（現小浜市）出は少し飽い。と記し

若狭那県志は

熊川村・河内村（現上中町）の葛粉は京都へ多く売る。色は潔白である。と、簡潔に書いている。

稚狭考ではやや詳しく、つぎのように述べている。

物産 葛 熊川・遠敷

葛は熊川にて製する事昔より有たり、小浜遠敷にて製する事は元文中（一七三六一七四〇）以来なり。何地に製しても

熊川葛と呼事なり。本国の葛の粉至つて剛し、吉野名高しといへともこれに及ばず。豊年には山谷にて葛を掘らす、凶年の備へに貯へ置ゆへに佃専し、凶年は却て佃賤し、穀にかへて食するなり。

三つの記事はともに、十七世紀後半から十八世紀のことで、時代としては新しい。

近年、筆者がいただいた資料中の

「近藤啓吾先生御講述、頼山陽と熊川葛」に頼山陽が病気の母堂へ見舞の品、熊川葛に添えた書簡でその孝心の深さと、熊川葛称赞のこたばを書き送っている。天保元年（一八三〇）六月のことであった。熊川葛は史上著名な頼山陽の評価を得て、熊川の人たちは今もなお大へん誇りに思っている。

いつの頃からか熊川の晒くず生産は、時代の波に追われ立ち消えになっていた。すでに十年も前になるが、熊川商人でもあった尾中安治郎氏を中心に、葛生産復興の気運が生まれ、尾中氏一家を主力として熊川葛生産が続けられている。上中町もこれを町の特産品の名のもとに力を入れている。

たまたま、平尾庄五郎家文書のうち、熊川

葛関係文書を拝見した。江戸時代後期及び明治期と思われるもの合わせて十通であった。それらにより葛売買について、つぎのようなことを知ることができた。

- 玉葛(生葛)仕入(買入れ)と売り渡し
- 晒葛仕入
- 仕入の際の手付金
- 葛を担保とする金子(現金)借用
- 葛箱の買入れ
- 株仲間を目ざした葛商たちの願書

葛関係文書は今のところ数すくないので、近々百年ばかり過去のことながら、すべてを知ることにはできない。筆者の調査不十分はもちろんながら、産業としても特殊農・林産物として細々とした記録を散見するにすぎない。しかし、たび重なる凶作、災害に貧しい一般民家、わが村の先祖も含め飢を凌ぐ糧としたりに違いない。また、晩秋から冬期にかけての重労働の所産であった晒葛である。この平民家文書も消滅させてはならない葛関係の、貴重な記録の一つではなからうか。

(2) 熊川葛売買文書について

(1) 晒葛原料の買入れと売渡し

熊川葛の原料は、いうまでもなく葛根を打ち砕いて製した第一次の粗製品である。これを玉葛あるいは生葛という。

この原料は旧熊川村・新道村だけでは、とてい生産しかねる。若狭はもちろん熊川村の隣国近江の一部山村や、遠く越前敦賀からも仕入れていたことを、次の平尾家文書は物語っている。

文書(一) 記

一 玉葛六百貫目也

但拙地渡しニテ
口銭別ノ約定ノ

(含む) 但シ壹貫目式十三錢ノ

式拾圓也

請□□

右之通り契約にて旧二月十五日限り

御渡

可申候事 賣判書依テ如斯

大比田

廿四年

二月七日

上塚與右衛門

田邊儀八殿

玉葛の売主は現敦賀市大比田。廿四年は明

治である。売渡し期日の旧二月十五日は新暦では三月中旬であり、売判契約日より約三十日を経過している。玉葛つくりの期間であろう。玉葛六百貫の代金は、口銭別の約定としている。さらに但しがきで、壹貫につき二十三銭のことあり、その全額は百三十八円となる。證文中の貳拾円は手付金であろう。

玉葛買主の田邊儀八は熊川商人である。文書(一)の「ただし拙地渡し」を、その通りとすると大比田渡りで当時の東浦村の一つである東浦一帯は交通不便な土地であった。現敦賀市に属するが、大比田は市の最北に近い。この不便な地で大量の玉葛の受渡しをなぜ約定したのか、筆者はその疑問を次のように解きたいと思う。

それには幾つかのことが考えられる。一つは大比田辺りは晒葛と縁の深い地帯であった。「福井県の地名(平凡社)」敦賀市によると、大比田は明治十一年(一八七八)に特殊農産物として晒葛七〇貫を産出している。その南の横浜も六〇貫を、北隣元比田は二〇貫を晒している。

東浦でこの三集落のみ晒葛を製産していた

ようである。この文書(一)作製は明治廿四年である。右の明治十一年以前より産額はともかく、晒葛製造は続けていたのではなからうか。このような土地柄を田邊儀八は、どうして把握していたのだろうか。熊川は維新後も九里半街道として交通上重要であった。したがって各地各種の情報を得やすい町並であり、そのことも理由にあげられよう。

更に考えられることは、近江商人のように他国売、たとえば美濃、尾張方面へ出商いをしてきたことも、大比田が晒葛生産地であることを知る理由であったかも知れない。以上が大比田に生葛を求めた理由でなからうか。交通不便な大比田で玉葛六百貫(2,500kg)を買い求め、これを熊川へ運び晒葛にしようなどと、この場合買主の田辺儀八は考えなかつたと思う。晒葛は現地で生産し、これを消費地へ販売するのが商人の常道であろう。その販売先がどこであったかは、現在のところ不明である。熊川葛商人の取引先、京都あるいは美濃尾張方面でなからうか。



東浦地域略図

つぎも前記文書(一)と同じく晒葛原料売買関係である。

文書(二)「生葛売附証書」について略記する。

- 明治三十八年三月十八日、証書作製
- 生葛五百貫 賣主は遠敷郡松永村池河内(現小浜市) 小畑久蔵ほか五人
- 買主は熊川村熊川(現上中町) 商人の平尾庄五郎・井上久吉
- 約定のあらまし
 - ・ 値段は売主の池河内で決める。
 - ・ 現品渡しは本月廿八日より五月十二日まで全部
 - ・ 前金は貳拾五円、借入金として予つた。約定違反のような不都合の節は、前金と月一步五厘を弁償する。
 - ・ 現物渡しは、滋賀県高島郡朽木村市

場の角市庭

- ・ 熊川までの運賃は売主十分の四負担
 - ・ 目方不足があった場合は両者の弁償
- 前記大比田の売渡とはちがひ、手堅い証文に葛商取引の進歩を思わせる。
- (文書(二)は原本写を省く)

(2) 晒葛の買入と販売

- 精製品としての晒葛売約證・文書(三)は、およそ次のような内容を約束している。
- 晒葛五拾箱 売主は池河内小畑政次郎 買主は前記の平尾庄五郎
 - 約定は明治三十年(一八九七)六月二日に結ばれている。代金は二百三十二円五拾銭で、約定の日に保證金として手附金を、売主は受取っている。
- 晒葛は精製品である。原料の玉葛、生葛とはいささか異なり、
- 「晒葛五拾箱、但シ正味壺箱二付四貫九百目(約一八・四kg)」
- 大口の販売もできるような取引であった。
- 買主の平尾庄五郎は、熊川葛という江戸時

代からの銘柄品として、京都註の和菓子屋などへ産地直送もしたのであろう。隣区新道の藤井孫七家より京都へ直送した葛箱註の、宛名書きはそのことを示している。熊川の葛商勢馬、荻野、北條家なども同様であつたと考えられる。

文書(一)(二)は稚狭考の何地(若狭地域)に何処で製しても、熊川葛という言葉が裏がきしているような事例である。最終的な晒しを清冽な熊川の湧き水によると、伝え聞いてきた熊川人の筆者にとつて、いささか淋しい気もする。

また、葛は石灰岩質の山・谷に属する土壌を好んで自生する、などという話も聞いてきたが、葛について詳しい神戸大学農学部教授津川兵衛博士は「土性註を選ばず生育できるという適応性に富んだ習性」を持つと申される。認識を改めねばならない。

この項(2)は左の文書による

文書(三)

賣約證

一 晒葛 五拾箱也

但シ正味苧箱ニ付四貫九百目入

苧箱大興寺村着四円六拾五銭かへ

此メ式百廿式円五拾銭也

内金七円也 明治卅年六月二日保證金

トシ請取

内金拾六円(後筆) 受取同年六月七日

右之通明治卅年七月卅日限り 物品取揃へ御

渡シ可申定約ニテ、前記手附金正ニ請取申事

確實也 萬一違約之節ハ 手附金一倍トシ速

ニ御償却可申候ハ勿論 為其生ヌル貴殿之御

損耗ハ 悉皆私も負擔ニ可仕候 為後日賣約

證書如件

遠敷郡松永村

池河内小畑政治郎

明治卅年六月二日

熊川村

平尾庄五郎殿

(3) 買入の節の手付金

前記文書(一)・(二)・(三)の売約証の売主は、いづれも前金、手附金、あるいは保證金という名目で、幾らかの金額を売約と同時に受取つている。商取引では当然のこととしてのならわしであるが、ひとつには約定の保證金であ

る。文書(三)では

萬一違約之節ハ 手附金一倍トシ速ニ御償

却可申候：中略：貴殿之御損耗ハ悉皆私も

負擔ニ可仕候

というきびしさを売主は約束している。

いまひとつは葛根を掘り、これを打ちくだいて約定の生葛を作り、あるいはさらに晒葛として精製する作業は、かなり長期間を要する。その間の生活を支える必要経費の一部でもある。

この文書作製当時の、日常生活に必要な物品の支払勘定は、盆、暮の半年払いがほとんどであつた。手附金でいどの金額でも役立つのであろう。

(4) 葛を担保とする金の借用

つぎの三枚は、それぞれ異つたおもむきの

借用證である(文書(六)・(七)は次頁下段より)

(イ) 文書(六)借用申銀子之事

嘉永七(一八五四)一一・三三

(ロ) 文書(七)先借申かず之事

安政六(一八五九)一一・〇

(ハ) 文書(八)金借證明治三五(一九〇二)五・一五

まづ

(イ)文書(六)は銀子(米札百目)を翌年春まで、生葛製産の必要費用として借用したい。返済は卯年(嘉永七・改元、安政二年)三月廿日切、現物の生葛を以って充てたい。

北方(現三方郡)田井野村(現三方町田井)の市三郎以下六名の借主と、請人助右衛門署名の借用證である。来春三月に出来上る生葛を担保とした金のさき借である。手附金ではない。

米札百目は凡そ米二石(0.18石)であるが生葛の貫目は記されていない。元金に相当する銀子(米札百目)は生葛何貫なのか、現物で返済するとなれば、時の相場なのか、改めて表記する要もないのか、借用證としては不完全である。互に当事者は信頼する間柄なので、事足りたのかもわからない。

二枚目の

(ロ)文書(七)も銀子借用證である。葛を担保とする銀子百六拾匁の借用書であるが、葛を担保とするような語句は「先借申くづ之事」以外にふれてない。晒葛のことであろう。

亀井 熊川葛の商いについて

安政六年十二月某日に先借し、翌万延元年(一八六〇)八十八夜までに、借用銀百六十匁を返済するとの。葛根掘りから晒葛精製のぎりぎりの期間と想像される。

因みに銀百六拾匁は何ほどのものなのか、京都小売米価、万延元年春の相場で換算すると、米一石は一四六・五匁であったから、銀百六十匁は、米約一石九分分の値段となる。

(角川・日本歴史辞典付録・近世米価表による。)

(イ)・(ロ)の證文はともに、大まかで相手を信じているような、人間的な温かさを思わせる。

三枚目の

(ハ)文書(八)は明治も後期に入り、證書面の内容、記述とも明確、ち密で、近代的な香りを感ぜさせる。金借證の要点はつぎの通りである。

○借用金 壹百貳拾圓 利子は月壹歩五厘

○担保品 「正支印 晒葛参拾貳箱差入

一箱正味四貫八百目入

○返済期日 明治三十五年七月二十五日切

○担保の晒葛処分

随意に売却も可、その節、元利金及売却の諸雜費などで、損失を生じた時は、借主が全部補てんする。

金子借主は能登野(三方町)の井上政右衛門、貸主は京都市の西村喜三郎である。この金借證が平尾家に保存されているのはなぜだろうか。すでに九十年以前のことなので、平尾家現当主も不明であるという。西村、平尾両店の商取引に利用されたと推察できる。これも葛を担保とする商いの一例といえるだろう。例えば、何かの理由で担保品晒葛全部を、平尾家が西村家より百二十匁で買いつつた。その節、「金借證」も同時に受理したとも考えられる。(文書(八)は原文略)

文書(六)

借用申銀子之章

實際

□□之事

一 米札百目 助右衛門 殿

右之銀子来春 生葛手當ニ借用申候実正ニ御座候 則チ御返済之義右代呂物出来次第第二指

送り 来ル。三月廿日切ニ右書入候代呂物ニ而御返済可仕候 其時ニ至リ一言之子細申間敷為其手形人別依而如件

嘉永七年

寅十二月廿二日

借主

北方田井野村 市三郎 五郎兵衛

同 三九郎

同 權太夫

同 宗二良

同 二郎

同 助右衛門

米屋庄兵衛様

文書(七)

先備申くづ之事

一 合百六拾匁也 但シ未十二月ニ受取

右も慥ニ受取申所美正明白ニ御座候 此銀子返済之儀も申三月八十八夜切ニ 無相違御渡申候 若シ本人不埒致候節ニも 請人方より急度御渡申候 為後日之依而如件

安政六己未年十二月日

能登野村

借主 治右衛門(四)

熊川町

米屋庄兵衛殿

請人 淺治郎 (四)

(5) 葛箱受注と葛箱について

文書(九)葛函賣渡証は、明治十三年(一八八〇)二月十日作製の証文である。

新道村(現上中町新道)の市の瀬は、熊川村に隣りする九里半街道の道端にあつて、熊川村と同じく若狭領主浅野氏治世ころよりの古い集落であつた。その市の瀬の宮田善助が、平尾庄五郎から葛箱大小百箇の注文を受けた。

小さな村の指物大工であらう。職人は主人と家族、徒弟の一人もいたかどうかの店であつたとすれば、大量の注文である。そのためか、一か月半に大小合わせて五十箱ずつの、納入で約定している。

箱の寸法は不明であるが、現に残る新道の藤井孫七家の葛箱は、ここであらう大箱であらう。 たる44 cm・よこ24 cm・たかさ22.5 cm・板の厚さ0.9 cm (寸法は内法) 材質松

箱ふたには、「晒葛正味參拾斤入」と墨書されている。一斤は160匁、30斤は四貫八百匁である。

葛箱についてのさらに古い記録は、元文五年(一七四〇)二月御用日記の書留に

一、葛箱壹 但式斗四升入 指物屋五兵衛方に

て拵させ申候

代銀 式匁

とある。この箱も容量から推して、前記のものと同様であつたようだ。現存のものは鉋かけの丁ねいな仕上げであり、半壊した井上家の葛箱には、湿気防止のためか内側は白紙の目張である。

さて、大箱80、半箱20に納める葛の重量は、文書(三)から推定して凡そ四百四十貫約(1,600匁)くらいでなからうか。若狭遠敷郡誌には、小浜産物類の一つとして(稚狭考よりの引用) 晒葛 凡三百箱 京、大阪並に越後地江 売捌

とある。平尾家一軒で同時に百箱の葛を取扱つたとすれば、熊川・新道両村の葛商全体では、かなり多量の数字となるだろう。今のところ資料が見つからず残念である。

文書(九)

葛函賣渡証

一、大函 八拾 半函 貳拾

都合 百函也

大箱壹ツニ附代拾壹錢之定メ

半箱壹ツニ附代八錢之定メ

百函代金 拾圓〇四錢也

内手附

五圓 辰二月十日
正ニ請取

殘金之義モ代呂物惣着次第 御遣し可被下候
御約定ニ候也 但し大函半箱合五拾函者 三
月十五日迄ニ御渡ス約定 残り五拾箱者 四
月晦日限りニ 御渡し可申約定候也

明治十三年第二月十日

市之瀬

宮田善助(印)

熊川村

平尾莊五郎様

(6) 葛商たちの株仲間許可願書

文書(十)「乍恐奉願上候口上之覚」は、弘化
五年申(一八四八)二月、葛商仲間連名の願

亀井 熊川葛の商いについて

書であつて、おおむね次のような内容である。

○、葛商仲間 上中郡竹長村(現小浜市)一名

同 郡熊川村三名、新道村五

名・麻生野村一名(現

上中村) 計十名

○、願書のあて先は小浜藩役人の三名、その

うち、香川六郎左衛門は嘉永五年(一八五

三)小浜藩家臣分限帳では八十石 三方上中
高嶋ツルカ

二人内十石足 岡田助左衛門は、同分限

帳に十三人扶持(小浜市史、藩政史料編二)

とある。

この三名は、おそらく郷方役人である、

郡奉行や郡代官であろう。

○願書の要旨

若狭の晒葛は他国にも名高い。近年、新

規に葛を晒す者もできた。しかし、その品

質がわるく晒葛の相場が下直(安値)とな

つた。近ごろ注文が減少してきたのは、そ

のためである。

このたび、三方郡(現三方町)、上中郡(現

上中町)、下中郡(現小浜市・名田庄村)

の私たちが協議の上、つぎのようにお願

申上げたい。

・新規の者の晒葛製造を差しとめるか、

あるいは、この願書を差しあげる私ども

の他は、晒葛の他国売を禁じるか、のい

づれかにお決め願いたい。

・さる代り他国売の高価分利益をもつて、

御運上を差しあげたい。

この願書が株仲間として、藩の公認を得た

ようではない。

遠敷郡誌につきのような記事がある。要点

のみ書き抜く。

小物成(雑税)の一つとして、営業に対し一

定の歩率で賦課した、いくつかの企業がある。

しかし、小浜藩公認の株仲間として、はつきり

名を挙げている一つは註15楮子屋仲間である。

葛商仲間願書より十五年後の文久三年(一

八六三)の許可である。小浜の志水源兵衛外

十名と、名田庄方面の数名の株仲間であつた

という。ただし、天保改革より二十数年後の

ことで、江戸幕府や諸藩の経済政策であつた

株仲間禁止も、緩和されていたところである。

しかし、葛商仲間願書の弘化五年(一八四

八)は、天保の改革(一八四一)後数年を経

ており、株仲間禁止は力弱いものになつてい

たとはいふものの、それを理由に小浜藩では葛仲間願書を却下したか、あるいは葛商仲間の実力・業績が、公認を得るまでに至っていないのかもわからない。

とにかく郡誌にかきあげている、一定の歩率で小物成をかけられた、多くの中小企業のひとつに入っていない。

文書(十)

乍恐奉願上候口上之覚

一若州晒葛之儀ハ他国ニ而名高キ御産物ニ御座候處 近年新規ニ少々宛晒見候者多ク出来他国江積出し 代呂物悪敷候故 若狭葛相場とハ下直ニ仕切 極上制ニ致候代呂物茂夫ニ順し下直ニ相成候故 引合兼候ニ付無據極上制ニ致し来り候者も 下制ニ仕入積送候事故 自然御産物之銘茂悪敷相成前々晒来り候者 他国も之仕切銀 追々減少ニ相成候故 此度三方郡上中郡下中郡前々晒来り候者相談仕御願申上候 何卒此度願人之外晒葛御指留メ被為下候欤 御願申上候人数之外他国出し不相成欤ニ被仰付被為下度奉願上候 左候得も他国賣

付直開キを以亨 御運上指上申度候間 何

卒右二ヶ所之内 壹ヶ所願之通被仰付被為下候ハハ 難有仕合ニ奉存候

弘化五年

申二月

上中郡竹長村

熊川 茂兵衛

同 庄五郎

同 源右衛門

同 安兵衛

新道 孫七

同 九郎助

〃 卯左衛門

〃 善右衛門

同 庄九郎

麻生野 安兵衛

久野金太夫様

香川六郎左衛門様

黒田助左衛門様

以上、平尾家文書を中心に江戸時代末期より明治後期にかけて、旧熊川村で主として行われていた、葛商についての浅く拙い考察である。ご教示をいただければ幸甚である。

—本稿へ資料を提供くださった平尾家当主宇三郎氏、指導助言と高令の筆者を励ましたいただいた上中町教育委員会事務局の永江寿夫氏に厚く感謝申し上げます。—

註

註1

熊川宿の商人は毎年正月、熊川町奉行が営業許可の判を捺印した帳面を所持しなければならぬ。現物が遺っていないので、はっきりしたことはわからないが、課税の資料にしたのだろう。

註2

小浜藩儒者稲庭善之進正義の著、寛延二年五月(二七四九)

註3

小浜藩医牧田近俊により延宝年間(一六七三—一六八〇)の著、十卷

註4

小浜の町民学者津田一助により明和四年(一七六七)の著、十卷

註5

県立若狭歴史民俗資料館の永江秀雄氏よりい

ただいた複写資料による。その書簡中に

「熊川は吉野よりよほど上品にて、調理の功有之候。…」とある。

註6

平尾家庄五郎(家号)家は小浜市加茂で食料品、料理仕出業を営む。戦前まで熊川に居住されていた。約五十通の古文書を保存されており、享保十四年(一七二九)の文書を最古としている。

註7

平尾家の萬控書(仮称)に、旅行御届がある。「私シ儀、商法(商い)ニ就 美の国江往返日数卅日之間罷越候 明八日発足仕候；」を明治九年五月七日に、平尾庄五郎より正副戸長衆中へ提出した控書がある。

また、明治六年一月、商用の為尾張から三十日ぶりに、帰足の届出を平尾庄五郎名で届出た控書も記録されている。

註8

筆者の友人故北条捨治郎君の懐旧談中に「熊川の生家も葛商であった。京都黒門通の和菓子屋塩芳軒へ生家から、また、烏丸通りの美濃某へは熊川の他の葛商から、晒葛を送っていたことを記憶している。」とのことであった。

亀井 熊川葛の商いについて

最近当町教委の永江寿夫氏は、塩芳軒、美濃某が確かに筆者の友人の記憶のとおりかつては若狭の葛を入手して、古くから菓子商を営まれてきたことを確認された。

註9

京都市高倉錦市場 三橋清五郎殿

註10

「食品工業第131、132別刷、澱粉食品工業の原点 葛粉」の—31—

註11

寛政十一年(一七九九)二月、(小浜藩)領内に限り米四斗銀貳拾目・壹斗銀拾目・貳升・壹升の四段とした兌換の米手形である。実態については細かい規定を公布しているが、米相場と連動している。したがって売買の時は時価によった。

註12

県指定熊川区有文書の御用日記は、熊川宿町役人であった問屋(月番)が、藩下達、町民の願書控、その他もろもろの書きとめ、元禄十五年(慶応四年まで断続しつつ三十一冊あり、上り荷・馬借・背持人のこと等、九里半街道の状況を知る有力な資料である。

註13

前掲註7の萬控書に

製造物御届書

一、蠟燭五百貫也 一、晒葛四百五拾メ匁

右者 明治十三歳製造仕候也

一月十二日 熊川八拾三番地

御役場

御衆中

とあり、凡そ筆者の推定に近い量である。また、同書の十三歳(明治)分輸出(美濃)として

葛 九拾匁 同国 壹匁五メ匁入(箱の大きさ?)

此め方 四百五拾メ匁 壹個四円 代三百六拾円

註14

大正十一年遠敷郡教育会編の復刻、昭和四十七年九月、名著出版社により刊行。

註15

主として名田庄村方面にあった製紙の原料の楮を扱った。五貫目一束に付、銀五厘の運上を納めた。